

妊娠・出産時の手続きについて					
事業名	事業の概要	申請の対象者	担当課	お問合せ先	関連ページ
いばらき子育て家庭優待制度 「いばらきKids Club」カードの申請	妊娠中の方や18歳未満のお子さんがある家庭に「いばらきKids Club」カードを交付しています。 カードを協賛店舗等で提示すると、料金割引や粗品進呈等の優待が受けられる制度です。	水戸市に住民登録がある18歳未満のこどもの保護者又は、妊娠中の方とその配偶者	こども政策課	こども政策係 (029-232-9176)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/1707.html
妊娠の届出・母子健康手帳の交付申請	妊娠がわかったら妊娠の届出をしてください。妊娠の届出をした妊婦さんに母子健康手帳を交付します。	妊娠が確認された方	子育て支援課	母子保健係 (029-350-1216)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/5548.html
一般不妊等治療費の助成申請	一般不妊治療における検査・治療費用の一部を助成します。	以下の要件をすべて満たす方 ・法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係であること ・夫婦のいずれか一方（不育症治療費助成の場合は妻）が検査・治療開始日から申請日まで継続して水戸市に住民票を有していること ・各治療期間における治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること			https://www.city.mito.lg.jp/site/shinsei/2173.html
不妊ステップアップ治療費の助成	体外受精・顕微授精にかかる治療費用の一部を助成します。				https://www.city.mito.lg.jp/site/shinsei/17199.html
妊産婦医療福祉費助成制度 (マル福制度)の申請	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦が、病院などにかかったときの医療費の一部を助成します。	以下の要件をすべて満たす方 ・母子健康手帳の交付を受けている妊産婦であること ・健康保険に加入していること ・水戸市に住民票の登録があること ・妊産婦本人と配偶者（婚姻予定の方を含む 以下同様）、及び扶養義務者（同一世帯の父母や健康保険の代表者等）の所得が基準額未満であること（令和7年度中に改正予定あり）	国保年金課	医療給付係 (029-232-9166)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/5145.html
産前産後期間中の国民健康保険税の免除申請	水戸市の国民健康保険に加入している方が出産した場合、国保税が免除されます。	水戸市の国民健康保険に加入している方で、妊娠または出産された方		国保税係 (029-232-9526)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kokuho/58395.html
産前産後期間中の国民年金保険税の免除申請	国民年金の第1号被保険者が出産した場合には、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。	国民年金第1号被保険者で出産(予定)日が平成31年2月1日以降の方		国民年金係 (029-232-9529)	https://www.city.mito.lg.jp/site/shinsei/3058.html

出生届提出後の手続きについて					
事業名	事業の概要	申請の対象者	担当課	お問合せ先	関連ページ
子ども医療費福祉費支給制度 (マル福)の申請	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、お子さんが病気やけがなどにより健康保険を使って医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成します。	以下の要件をすべて満たす方 ・健康保険に加入していること ・水戸市に住民票の登録があること ・保護者、及び扶養義務者（同一世帯の祖父母や保険証の代表者等）の所得が確認できること	国保年金課	医療給付係 (029-232-9166)	https://www.city.mito.lg.jp/site/shinsei/3148.html
未熟児養育医療制度の申請	身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。	水戸市内に住所を有する未熟児で、出生体重2,000g以下のもの、生活力が特に薄弱であり、医師が入院養育が必要と認めたものが指定医療機関で入院治療を受ける場合	子育て支援課	母子保健係 (029-350-1216)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/5615.html
小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請	国が指定した小児慢性特定疾病に罹患している児童等について、医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。	国が指定する対象疾病及びその状態の程度に該当する18歳未満の児童等			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/3647.html

お子さんの予防接種（定期接種）について					
事業名	事業の概要	申請の対象者	担当課	お問合せ先	関連ページ
B C G 予防接種	予防接種には、法令で定められた定期接種と本人又はその保護者が希望して行う任意の予防接種とがあります。定期接種は、定められた対象年齢や接種間隔で接種する場合は、市がその費用を負担します。	生後3か月以上1歳未満の乳児	感染症対策課	予防衛生係 (029-243-7315)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/1615.html
B型肝炎予防接種		生後2か月以上1歳の乳児			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/1617.html
ロタウイルス予防接種		1価：生後6週0日～24週の乳児 5価：生後6週0日～32週の乳児			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/2020.html
小児肺炎球菌予防接種		生後2か月以上5歳未満の乳幼児			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/3644.html
水痘予防接種		1歳以上3歳未満の幼児			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/4422.html
日本脳炎予防接種		1期：生後6か月以上7歳6か月未満の乳幼児及び児童 2期：9歳以上13歳未満の児童			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/5133.html
麻疹・風しん混合予防接種		1期：1歳以上2歳未満の幼児 2期：5歳以上7歳未満の幼児で小学校就学前の1年間			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/5603.html
5種混合予防接種		生後2か月以上7歳6か月未満の乳幼児及び児童			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/68467.html
2種混合予防接種		11歳以上13歳未満の児童			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/1585.html
子宮頸がん予防接種		小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女子			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/3161.html

お子さんの予防接種（任意接種）について					
事業名	事業の概要	申請の対象者	担当課	お問合せ先	関連ページ
おたふくかぜ予防接種	小児等を対象とした、おたふくかぜの予防接種費用の一部を助成します。	1歳以上4歳未満の幼児	感染症対策課	予防衛生係 (029-243-7315)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/1750.html
小児インフルエンザ予防接種	小児等を対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。	1歳から高校3年生に相当する年齢の方			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/3641.html
男性へのHPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン	男性へのHPVワクチン接種費用の一部を助成します。	小学6年生から高校1年生に相当する年齢の男子			https://www.city.mito.lg.jp/site/vaccination/65974.html
小児新型コロナウイルス予防接種	小児を対象とした新型コロナウイルス予防接種費用の一部を助成し	1歳から高校3年生に相当する年齢の方			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/66983.html

障害のあるお子さんへの支援について					
事業名	事業の概要	申請の対象者	担当課	お問合せ先	関連ページ
特別児童扶養手当の申請	心身または、精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に特別児童扶養手当を支給します。	心身または精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者	障害福祉課	管理係 (029-350-8053)	https://www.city.mito.lg.jp/page/63420.html
身体障害児に対する自立支援医療制度の申請	身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある18歳未満の児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に治療効果が期待できるものに対して、指定育成医療機関で治療した医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童で、身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある方で指定育成医療機関における手術等の治療によって、その障害の除去・軽減が見込まれる児童		給付係 (029-350-8084)	https://www.city.mito.lg.jp/page/3452.html
軽度・中等度難聴のある児童に係る補聴器購入費用の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の聴覚障害を持つ18歳未満の児童に対し、言語の習得や教育における健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を補助します。	次のいずれにも該当する、水戸市に住民登録のある18歳未満の児童 ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満である者または、一耳の聴力レベルが70デシベル以上である者で、身体障害者手帳の交付の対象とならない児童 ・一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師または法第15条第1項に規定する都道府県知事が定める医師のうち、市長が認めるものが補聴器の装用により健全な発達等が期待できると判断した児童			https://www.city.mito.lg.jp/page/4066.html

保育所・認定こども園等での一時預かりについて					
事業名	事業の概要	申請の対象者	担当課	お問合せ先	関連ページ
保育所・認定こども園等での一時預かり	保護者の傷病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的な、または肉体的な負担を解消するため、緊急かつ一時的に家庭保育が困難な場合に、児童を保育所や認定こども園でお預かりします。 保育所や認定こども園のほか、スマイルキッズ、わんぱく・みと、はみんぐばーく・みとでの一時預かり 「スマイルキッズ」での一時預かり	市立は生後6か月から就学前まで、民間は各施設が定める月齢から就学前までで、市内に居住している乳幼児	こども政策課	こども事業係 (029-350-5577) または各実施施設	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/2164.html
わんぱく・みと、はみんぐばーく・みとでの一時預かり		生後6か月から就学前の市内に居住している乳幼児			https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/2166.html
一時預かり事業所あかつか「スマイルキッズ」での一時預かり					

相談窓口について					
窓口名	事業の概要	担当課	お問合せ先	関連ページ	
子育て支援相談員による相談窓口	子育て支援相談員が、各家庭のニーズに応じ、子育てに関する施設やサービスについて、情報提供や相談・助言等を行っています。	こども政策課	こども事業係 (029-350-5577)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/5777.html	
育児に関する相談窓口	乳幼児の発育、発達、子育ての不安や悩みについて、保健師、栄養士、歯科衛生士が相談支援を行っています。	子育て支援課	母子保健係 (029-350-1216)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/2157.html	
家庭児童相談室	こどもや子育てに関する様々な問題について、家庭生活、学校生活、性格、発育等の相談に応じています。		相談係 (029-232-9111)	https://www.city.mito.lg.jp/site/kosodate/2311.html	

※サービスを利用される場合の要件、手続に必要な提出書類等の詳細については一覧の関連ページをご確認いただくか、お問合せ先までお問い合わせください。